

教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る 臨時代理の報告及び承認について

(提案理由)

令和2年11月定例県議会へ提案した教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められ、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要がある。

参考：関係法令条項

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第29条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年4月1日施行）

第2条（教育長へ委任しない事務）

教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (6) 教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること

第3条（臨時代理）

- 1 教育長は、前条第1項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。



教政第930号

令和2年(2020年)11月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県教育委員会

教育長 古閑 陽一

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について(回答)

令和2年(2020年)11月19日付け財第165号で意見照会のありましたこのことについては、原案のとおりで差し支えありません。



財第165号

令和2年(2020年)11月19日

熊本県教育委員会

教育長 古閑 陽一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和2年11月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 第 1 号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第12号)の関係部分
- 第 21 号 工事請負契約の締結について
- 第 31 号 指定管理者の指定について
- 第 32 号 指定管理者の指定について
- 第 33 号 指定管理者の指定について
- 第 34 号 指定管理者の指定について
- 第 35 号 指定管理者の指定について
- 第 36 号 指定管理者の指定について
- 第 47 号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての関係部分

第 1 号

令和2年度熊本県一般会計補正予算（第12号）

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,791,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,083,020,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		269,580,813	10,262,695	279,843,508
	1 国庫負担金	69,759,816	694,662	70,454,478
	2 国庫補助金	197,414,788	9,562,158	206,976,946
	3 国庫委託金	2,406,209	5,875	2,412,084
2 財産収入		1,271,239	392	1,271,631
	1 財産運用収入	809,656	392	810,048
3 繰入金		49,548,479	396	49,548,875
	1 基金繰入金	49,109,248	396	49,109,644
4 繰越金		2,127,391	2,069,127	4,196,518
	1 繰越金	2,127,391	2,069,127	4,196,518
5 諸収入		113,951,178	21,247	113,972,425
	1 雑入	9,585,695	21,247	9,606,942
6 県債		127,227,000	9,438,000	136,665,000
	1 県債	127,227,000	9,438,000	136,665,000

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
歳	入	合	計	
		1,061,228,283	21,791,857	1,083,020,140

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		45,890,930	981,323	46,872,253
	1 総務管理費	11,497,327	706,890	12,204,217
	2 企 画 費	12,907,139	2,865	12,910,004
	3 徴 税 費	7,088,965	260,000	7,348,965
	4 防 災 費	1,550,638	11,568	1,562,206
2 民 生 費		144,032,812	366,355	144,399,167
	1 社会福祉費	75,754,505	336,802	76,091,307
	2 児童福祉費	40,022,809	29,553	40,052,362
3 衛 生 費		82,005,629	7,365,386	89,371,015
	1 公衆衛生費	66,086,499	7,195,948	73,282,447
	2 環境衛生費	12,053,677	163,553	12,217,230
	3 医 薬 費	2,243,401	5,885	2,249,286
4 農 水 産 業 林 費		86,903,082	679,211	87,582,293
	1 農 業 費	26,225,096	33,281	26,258,377

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	3,985,597	22,195	4,007,792
	3 農地費	23,574,917	410,650	23,985,567
	4 林業費	26,681,763	213,085	26,894,848
5 土木費		111,958,022	5,197,100	117,155,122
	1 河川海岸費	41,818,417	5,197,100	47,015,517
6 警察費		40,279,997	412,325	40,692,322
	1 警察管理費	35,869,627	408,114	36,277,741
	2 警察活動費	4,410,370	4,211	4,414,581
7 教育費		145,841,804	369,600	146,211,404
	1 教育総務費	33,534,371	274,600	33,808,971
	2 中学校費	22,035,803	3,000	22,038,803
	3 高等学校費	30,776,362	74,000	30,850,362
	4 特別支援学校費	14,370,010	18,000	14,388,010
8 災害復旧費		85,232,353	6,420,557	91,652,910
	1 総務災害復旧費	1,907,304	178,755	2,086,059

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 農林水産業 災害復旧費	23,810,277	129,580	23,939,857
	3 商工災害 復旧費	24,639,917	10,975	24,650,892
	4 土木災害 復旧費	29,378,299	5,848,894	35,227,193
	5 教育災害 復旧費	2,968,579	252,353	3,220,932
	歳出合計	1,061,228,283	21,791,857	1,083,020,140

第2表 繰越明許費

款	項	金額
1 議会費		千円 1,258
	1 議会費	1,258
2 総務費		1,973,051
	1 総務管理費	1,192,492
	2 企画費	365,704
	3 防災費	414,855
3 民生費		2,032,183
	1 社会福祉費	2,032,183
4 衛生費		1,623,638
	1 公衆衛生費	1,237,314
	2 環境衛生費	380,439
	3 医薬費	5,885
5 労働費		146,035
	1 職業訓練費	146,035
6 農林水産業費		41,970,000
	1 農業費	4,991,000
	2 畜産業費	756,000
	3 農地費	14,453,000

款	項	金額
	4 林業費	千円 19,549,000
	5 水産業費	2,221,000
7 商工費		473,000
	1 工鉱業費	128,500
	2 観光費	344,500
8 土木費		78,624,000
	1 土木管理費	484,000
	2 道路橋りょう費	35,770,000
	3 河川海岸費	31,526,000
	4 港湾費	2,360,000
	5 都市計画費	7,614,000
	6 住宅費	870,000
9 警察費		88,763
	1 警察管理費	61,988
	2 警察活動費	26,775
10 教育費		5,861,198
	1 教育総務費	33,310
	2 中学校費	627
	3 高等学校費	2,799,677

款	項	金額
		千円
	4 特別支援学校費	2,067,012
	5 社会教育費	816,773
	6 保健体育費	143,799
11 災害復旧費		76,966,070
	1 総務災害復旧費	1,403,386
	2 民生災害復旧費	2,039,381
	3 農林水産業 災害復旧費	19,550,000
	4 商工災害復旧費	24,464,337
	5 土木災害復旧費	27,151,000
	6 警察災害復旧費	51,795
	7 教育災害復旧費	2,306,171
合	計	209,759,196

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本地震犠牲者追悼式開催業務	令和3年度	千円 4,551
2 行政職員初任者研修バス等賃借	令和3年度	2,300
3 広報関係業務	令和3年度	67,465
4 首都圏広報業務	令和3年度	10,068
5 旅券発給業務	令和3年度	17,969
6 くまモン利用許諾審査業務	令和3年度	23,554
7 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	令和3年度	132,954
8 保健・医療・福祉関係業務	令和3年度	265,475
9 子ども・若者総合相談センター運営業務	令和3年度 ～令和5年度	61,491
	年次別内訳 令和3年度	20,497
	令和4年度	20,497
令和5年度	20,497	
10 総合福祉センター管理運営業務	令和3年度 ～令和5年度	137,805
	年次別内訳 令和3年度	45,935
	令和4年度	45,935
令和5年度	45,935	
11 応急仮設住宅賃借	令和3年度	128,604

事 項	期 間	限 度 額
12 環境センター管理運営業務	令和3年度 ～令和5年度	千円 68,475
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度	22,825 22,825 22,825
13 海域水質環境調査業務	令和3年度	18,152
14 しごと相談・支援センター関係業務	令和3年度	10,088
15 障がい者特別委託訓練業務	令和3年度 ～令和4年度	9,450
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度	4,725 4,725
16 就職氷河期世代活躍促進事業	令和3年度	29,911
17 阿蘇火山活動営農対策降灰分析調査業務	令和3年度	2,444
18 農業生産基盤整備事業	令和3年度	200,000
19 積算基礎資材単価調査業務	令和3年度	35,000
20 生食用力キ検査業務	令和3年度	3,896
21 水産環境整備事業	令和3年度	230,000
22 漁港建設管理費	令和3年度	10,230
23 漁港施設機能強化事業	令和3年度	120,000
24 水産物供給基盤機能保全事業	令和3年度	354,000
25 水産生産基盤整備事業	令和3年度	100,000

事 項	期 間	限 度 額
26 くまモン隊管理運営事業	令和3年度	千円 186,697
27 くまモンスクエア管理運営業務	令和3年度 ～令和5年度	18,027
	年次別内訳	
	令和3年度 令和4年度 令和5年度	6,009 6,009 6,009
28 伝統工芸館管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	395,947
	年次別内訳	
	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	78,326 78,326 78,326 82,643 78,326
29 観光統計パラメータ調査事業	令和3年度	4,266
30 庁用自動車賃借	令和3年度	3,908
31 建設単価調査業務	令和3年度	34,081
32 建設産業若手人材確保対策事業	令和3年度	15,000
33 道路維持費	令和3年度	177,000
34 道路新設改良費	令和3年度	473,500
35 河川掘削事業費	令和3年度	71,000
36 港湾建設費	令和3年度	900,000
37 ほほえみスクールライフ支援事業	令和3年度	87,139
38 熊本時習館特別支援相談員派遣事業	令和3年度	4,654

事 項	期 間	限 度 額
39 熊本時習館海外チャレンジ推進事業	令和3年度	千円 12,087
40 県民総合運動公園管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	2,355,500
	年次別内訳	
	令和3年度	471,100
	令和4年度	471,100
	令和5年度	471,100
41 藤崎台県営野球場管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	204,270
	年次別内訳	
	令和3年度	40,854
	令和4年度	40,854
	令和5年度	40,854
42 県立総合体育館管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	753,645
	年次別内訳	
	令和3年度	150,729
	令和4年度	150,729
	令和5年度	150,729
43 総合射撃場管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	200,680
	年次別内訳	
	令和3年度	40,136
	令和4年度	40,136
	令和5年度	40,136
44 県営八代運動公園管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	408,475
	年次別内訳	
	令和3年度	81,695
	令和4年度	81,695
	令和5年度	81,695

事 項	期 間	限 度 額
45 熊本武道館管理運營業務	令和3年度 ～令和7年度	千円 159,945
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	31,989 31,989 31,989 31,989 31,989
46 給食業務	令和3年度 ～令和5年度	67,344
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度	22,448 22,448 22,448

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 児童家庭支援センター 運営業務	令和3年度 ～令和4年度	千円 72,956	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和5年度	千円 110,256
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度	36,478 36,478		年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度	49,178 48,778 12,300
2 警察関係業務	令和3年度 ～令和5年度	746,012	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和5年度	1,416,997
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度	650,058 47,977 47,977		年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度	1,238,543 130,477 47,977
3 県有施設等管理業務	令和3年度 ～令和7年度	7,839	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和7年度	3,323,476
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	4,061 1,282 1,152 1,152 192		年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	2,849,363 221,768 221,669 15,818 14,858
4 情報処理関連業務	令和3年度 ～令和9年度	2,011,366	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和9年度	2,526,438
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	554,816 388,591 230,250 230,250 226,459 185,000 196,000		年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	797,242 451,027 290,310 290,310 286,519 215,030 196,000
5 事務機器等賃借	令和3年度 ～令和10年度	4,769,634	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和10年度	5,363,881
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	856,177 898,224 890,964 862,075 748,826 298,008 145,607 69,753		年次別内訳 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	922,712 1,016,516 1,008,364 978,375 868,260 354,294 145,607 69,753

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>鉄 道 施 設 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費</p>	<p>千円</p> <p>178,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
農地防災国庫補助事業費	735,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金	年5.0%以内	据置期間を含め30年以内	922,000			
治山国庫補助事業費	5,403,000	融機構、会社、その他	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に、おいては、当該見直し後の利率)	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等	5,456,000			
河川国庫補助事業費	2,264,000	(借入方法) 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)			3,966,000			
漁港災害現年発生国庫補助事業費	16,000	(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。			63,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	7,135,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。			7,278,000			
教育施設現年発生国庫補助事業費	536,000				618,000	(補正前に同じ)		
公共土木直轄災害復旧事業負担金	1,201,000				6,566,000			
単県治山事業費	814,000				850,000			
単県河川整備事業費	6,315,000				7,122,000			
単県砂防整備事業費	1,393,000				2,117,000			
観光施設現年発生単県災害復旧事業費	10,000				20,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	1,700,000				1,804,000			
計	27,522,000				36,782,000			

教育委員会 令和2年度11月補正予算 内訳

歳出予算補正 (一般会計)

(単位:千円)

課名	事業名	事業内容	補正額
○ 教育費			292,561
○ 教育総務費			197,561
1	学校人事課	教育委員会事務局職員給 教育委員会事務局職員時間外勤務手当	100,000
2	高校教育課	県立学校修学旅行支援事業 【新型コロナウイルス感染症対策分】	89,361
3	義務教育課	令和2年7月豪雨被災児童生徒 就学支援事業 【令和2年7月豪雨対応分】	8,200
○ 中学校費			3,000
4	学校人事課	県立学校物的体制整備支援 (県立中学校) 【新型コロナウイルス感染症対策分】	3,000
○ 高等学校費			74,000
5	学校人事課	県立学校物的体制整備支援 (高等学校) 【新型コロナウイルス感染症対策分】	74,000
○ 特別支援学校費			18,000
6	学校人事課	県立学校物的体制整備支援 (特別支援学校) 【新型コロナウイルス感染症対策分】	18,000
○ 災害復旧費			252,353
○ 教育災害復旧費			252,353
7	施設課	県立学校施設災害復旧事業 台風9号及び10号により被災した県立 学校施設の災害復旧に要する経費 ・天草拓心高校、水俣高校	118,710
8	高校教育課	県立高校産業教育設備災害復 旧費 【令和2年7月豪雨対応分】	84,691
9	社会教育課	青少年教育施設災害復旧事業 【令和2年7月豪雨対応分】	48,952
教育委員会 合計			544,914

繰越明許費（設定）

No	課名	款	項	金額	説明
10	学校人事課	教育費	中学校費	627	県立中学校運営費 (理由) 教職員引率旅費について、修学旅行の延期により年度内の執行が困難となったため
11	学校人事課	教育費	高等学校費	19,796	全日制高等学校教職員旅費 (理由) 教職員引率旅費について、修学旅行の延期により年度内の執行が困難となったため
12	学校人事課	教育費	特別支援学校費	4,199	特別支援学校教職員旅費 (理由) 教職員引率旅費について、修学旅行の延期により年度内の執行が困難となったため
13	学校人事課	教育費	特別支援学校費	3,800	特別支援学校運営費 (理由) 松橋西支援学校において、宇城市学校給食センターの次年度竣工により備品等の年度内の納入が困難となったため
14	文化課	教育費	社会教育費	366,230	文化財保存事業及び県立美術館本館改修整備事業 (理由) 資材調達等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため
15	文化課	災害復旧費	教育災害復旧費	423,218	文化財災害復旧事業 (理由) 工事施工等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため
16	施設課	教育費	高等学校費	2,779,881	熊本北高校給水設備他改築工事外45件 (理由) 入札不調等により、年度内の執行が困難となったため
17	施設課	教育費	特別支援学校費	464,486	松橋西支援学校管理棟トイレ改修工事外14件 (理由) 設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため
18	施設課	災害復旧費	教育災害復旧費	1,743,983	芦北高校令和2年7月豪雨災害復旧工事外6件 (理由) 設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため
19	高校教育課	災害復旧費	教育災害復旧費	84,691	県立高校産業教育設備災害復旧費 (理由) 芦北高校の建物復旧の工期延長に伴う納期延長により、年度内の執行が困難となったため
20	特別支援教育課	教育費	特別支援学校費	1,594,527	鏡わかあゆ高等支援学校校舎棟及び寄宿舎棟改修工事外6件 (理由) 設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため
21	体育保健課	教育費	保健体育費	143,799	県営体育施設整備事業 (理由) 熊本武道館屋根改修工事において、資材調達に日数を要し、年度内の執行が困難となったため
22	社会教育課	教育費	社会教育費	450,543	青少年教育施設管理運営費 (理由) 天草青年の家、菊池少年自然の家、あしきた青少年の家の整備において、設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため
23	社会教育課	災害復旧費	教育災害復旧費	48,952	青少年教育施設災害復旧事業 (理由) あしきた青少年の家の整備において、設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため

債務負担行為補正

(単位:千円)

No	課名	事項	期間	限度額	内容
24	特別支援教育課	ほほえみスクールライフ支援事業	令和3年度	87,139	特別支援学校及び高等学校の医療的ケア業務委託
25	体育保健課	県民総合運動公園管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	2,355,500	施設の管理運営にかかる指定管理委託料
26	体育保健課	藤崎台県営野球場管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	204,270	
27	体育保健課	県立総合体育館管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	753,645	
28	体育保健課	総合射撃場管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	200,680	
29	体育保健課	県営八代運動公園管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	408,475	
30	体育保健課	熊本武道館管理運営業務	令和3年度 ～令和7年度	159,945	
33	教育政策課ほか	県有施設等管理業務	令和3年度 ～令和7年度	350,875	県立教育センター庁舎清掃業務外24件
34	特別支援教育課	給食業務	令和3年度 ～令和5年度	67,344	鏡わかあゆ高等支援学校給食業務
35	教育政策課ほか	情報処理関連業務	令和3年度 ～令和4年度	17,873	学校ICT保守業務外3件
36	特別支援教育課	事務機器等賃借	令和3年度 ～令和7年度	15,685	鏡わかあゆ高等支援学校特別教室用PC等関連機器リース

第 21 号

工事請負契約の締結について

熊本工業高校実習棟（第二期）改築工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 熊本工業高校実習棟（第二期）改築工事
- 2 工 事 内 容 (1)実習棟
鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ面積3,552平方メートル
(2)渡り廊下
鉄骨造、2階建て、延べ面積81平方メートル
- 3 工 事 場 所 熊本市中央区上京塚町5番1号地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和4年1月26日まで
- 5 契 約 金 額 736,450,000円
- 6 契約の相手方 熊本市中央区水前寺公園28番43-501号
坂口・豊特定建設工事共同企業体
代表者 坂口建設株式会社 代表取締役 坂口洋亮
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

熊本工業高校実習棟（第二期）改築工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 31 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県民総合運動公園	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事 小原雅晶	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定に基づき、熊本県民総合運動公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 32 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営八代運動公園	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事 事長 小原雅晶	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定に基づき、熊本県営八代運動公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 33 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
藤崎台県営野球場	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振 興事業団・ミズノ グループ 代表者 一般財団 法人熊本県スポー ツ振興事業団 理 事長 小原雅晶	令和3年4月1日か ら令和8年3月31 日まで

(提案理由)

藤崎台県営野球場条例(昭和35年熊本県条例第36号)第10条第1項の規定に基づき、藤崎台県営野球場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 34 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本武道館	熊本市中央区水前寺五丁目23番2号熊本武道館内	公益財団法人熊本県武道振興会 理事長 紫垣正良	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）第10条第1項の規定に基づき、熊本武道館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 35 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立総合体育館	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 小原雅晶	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）第10条第1項の規定に基づき、熊本県立総合体育館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 36 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称 及 び 代 表 者	
熊本県総合射撃場	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振 興事業団・ミズノ グループ 代表者 一般財団 法人熊本県スポー ツ振興事業団 理 事長 小原雅晶	令和3年4月1日か ら令和8年3月31 日まで

(提案理由)

熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）第10条第1項の規定に基づき、熊本県総合射撃場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 47 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条の5第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、
「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の5第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」
に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第4条 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改
める。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、
「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」
に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の17

0)を「100分の165」に改める。

第8条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第111号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第10条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第12条 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)

第13条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の2)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第14条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条及び第14条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

一般職及び特別職の職員の期末手当の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

令和2年(2020年)11月 学校人事課

1 条例の名称

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

2 改正の必要性

一般職及び特別職の職員の期末手当の改定を行う必要がある。

3 主な改正内容

期末手当・勤勉手当の改定

令和2年(2020年)12月期及び令和3年度(2021年度)以降の期末手当の支給月数を下表のとおり改定する。

一般職員 ※()内は特定幹部職員

	改定前		令和2年度改定後		令和3年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1.3 (1.1)	1.3 (1.1)	1.3 (1.1)	1.25 (1.05)	1.275 (1.075)	1.275 (1.075)
勤勉手当	0.95 (1.15)	0.95 (1.15)	(改定なし)		(改定なし)	
合計	4.5		4.45		4.45	

特別職(教育長)

	改定前		令和2年度改定後		令和3年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1.7	1.7	1.7	1.65	1.675	1.675
合計	3.4		3.35		3.35	

4 施行期日

令和2年(2020年)12月1日(ただし、令和3年度以降の期末手当に係る改正規定は令和3年(2021年)4月1日)

